

スズメバチにご注意ください

スズメバチ対策（ハチ取り器）

3月から4月にかけて、冬眠から目覚めた女王バチは巣作りのために活動を始めます。女王バチを捕まえて、巣作りを事前に食い止めるため、「ハチ取り器」等を活用してください。ただし、巣が完成すると女王バチは巣から出てこなくなり動きバチしか飛来しなくなるため、逆にハチを引き寄せることになるので「ハチ取り器」の設置はやめてください。「ハチ取り器」はホームセンター等でも購入できますが、ご自宅にある物で作ることが可能です。（作り方は市ホームページで紹介しています）



「ハチ取り器」の例

スズメバチの駆除費用を補助します

スズメバチの巣の駆除に係る費用の一部を補助します。
※補助対象外となる場合があるため、必ず、事前に環境課にご相談ください。

補助対象 次の全ての要件を満たすもの

- ①個人所有の「住居」・「住居と同一敷地内にある納屋、庭等」に営巣されたもの
 「空き家」の場合は住居、公園等からおおむね10メートル以内に営巣されたもの

※田畑、山林、事業に供する建物等に営巣されたものは対象外

- ②自治会所有の公民館等に営巣されたもの

補助金額 駆除に要した費用の1/2（千円未満の端数は切り捨て上限1万円）
 ※但し、予算の範囲内に限ります。

交付申請 駆除した日から30日以内または3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

駆除費用 市では標準料金の設定はしていません。事前に複数の指定業者へご確認ください。

指定業者 駆除は必ず指定業者に依頼してください。

※届け出順

指定業者名	電話番号
(株)ホームトータル消毒	☎0790・49・2598
(有)ダスキン赤とんぼ	☎0791・75・2212
昭和駆除(株)	☎079・294・3425
兵庫県環境サービス(株)	☎079・437・4814
衛生管理(株)	☎079・230・0333
タイシ消毒	☎079・276・5583
エース消毒(株)	☎079・297・6844
環境管理(株)	☎079・240・7769
神姫警備保障(株)	☎079・231・0440
(株)ダスキンユニオン飾磨支店	☎079・234・7344

※指定業者は随時更新していますので、環境課にお問い合わせください。

▶環境課 (☎64・3150)

ご存知ですか？ 障害のある方等への手当について

障害者（児）またはその介護者の方に次の手当を支給しています。

▶地域福祉課 (☎64・3204)

障害者福祉金

対象者 市内に1年以上住所を有し、次の障害者手帳をお持ちの方（障害関係施設入所者は、たつの市が援護している方に限る）

支給額

- ・月額3,000円（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者）
 - ・月額1,500円（身体障害者手帳3級、療育手帳B1判定、精神障害者保健福祉手帳2級所持者）
 - ・月額750円（身体障害者手帳4級、療育手帳B2判定所持者）
- ※申請月の翌月分から支給します。

支給月 8月、2月

特別障害者手当

対象者 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方
 ※社会福祉施設に入所している場合等、対象とならない場合があります。

支給額 月額27,980円

支給月 5月、8月、11月、2月

重度心身障害者介護手当

対象者 65歳未満の障害者で、居宅で6カ月以上常時寝たきりまたはこれと同様の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする重度の心身障害者を介護する方

※障害者が過去1年間に自立支援給付サービス（自立支援医療費、補装具費の支給を除く）を受けている場合や、市町村民税課税世帯の場合等、対象にならない場合があります。

支給額 年額10万円 **支給月** 2月

※1月から12月までの手当を翌年2月に支給します。

障害児福祉手当

対象者 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方
 ※社会福祉施設に入所している場合等、対象にならない場合があります。

支給額 月額15,220円

支給月 5月、8月、11月、2月

後期高齢者医療保険料の特別徴収の仮徴収額を「平準化」します

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいております。

仮徴収額と本徴収額が大きく異なることが想定される方については、特別徴収される額が年間を通じてできるだけ均等（平準化）になるように、6月と8月の保険料の仮徴収額を変更します。

対象となる方へは、5月末ごろに「後期高齢者医療保険料仮徴収額変更決定通知書」を送付させていただきます。

「仮徴収」、「本徴収」とは？

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定していないため、前年度2月の特別徴収額（年金天引きされた額）と同額の保険料を納めていただきます。			前年の所得の確定後、計算された当該年度の年間保険料から、仮徴収で納めた額を差し引き、残額を3回に分けて納めていただきます。		

「平準化」とは？

仮徴収する額は、前年度の2月の特別徴収額と同額になりますが、所得や世帯構成の変動などにより、仮徴収額と本徴収額の差が大きく異なる場合があります。そのまま仮徴収を行うと、仮徴収額（前半）と本徴収額（後半）は、毎年増減を繰り返すこととなり、前半または後半のどちらかに負担が偏ったままになってしまいます。

そこで、1年間を通じて保険料の特別徴収額ができるだけ均等になるように、6月と8月の仮徴収額を変更するものです。

【注意事項】

- ①平準化は、仮徴収額（前半）と本徴収額（後半）の1回当たりの支払額をできるだけ均等にする処理であるため、平準化により年間の保険料額が変わることはありません。
- ②平準化を行う時点（4月）では、令和5年度の年間保険料額が確定していない（確定は7月）ため、前年度と同額の保険料と仮定して計算します。そのため、所得や世帯構成の変更などがある場合、仮徴収額（前半）と本徴収額（後半）が均等にならない場合があります。
- ③仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象になりません。

参考例

令和4年度	R4年4月	R4年6月	R4年8月	R4年10月	R4年12月	R5年2月
	5,000円	5,000円	5,000円	24,000円	23,000円	23,000円
【年額】85,000円						
令和5年度	R5年4月	R5年6月	R5年8月	R5年10月	R5年12月	R6年2月
平準化しない場合	23,000円	23,000円	23,000円	5,000円	5,000円	5,000円
【年額】85,000円						
平準化した場合	R5年4月	R5年6月	R5年8月	R5年10月	R5年12月	R6年2月
	23,000円	9,750円	9,750円	14,300円	14,100円	14,100円
	← 仮徴収額42,500円 →			← 本徴収額42,500円 →		
令和6年度	R6年4月	R6年6月	R6年8月	R6年10月	R6年12月	R7年2月
令和5年度に平準化した場合	14,100円	14,100円	14,100円	14,300円	14,200円	14,200円
【年額】85,000円						

※仮徴収額と本徴収額の差ができるだけ小さくなるように、6月と8月の仮徴収額を変更します。

※年間を通じて、特別徴収額（年金天引き額）がほぼ均等になりました。 ※上記の表は、一例です。

▶国保医療年金課 (☎64・3240)、▶地域振興課 (☎75・0253)、▶地域振興課 (☎72・2523)
 ▶地域振興課 (☎322・1451)